

地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

平成 27 年 6 月 26 日
菰野町地域公共交通会議

0. 地域内フィーダー系統確保維持計画の名称

菰野町地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

当町では、平成 11 年 4 月、保健福祉センター「けやき」の開設に合わせ、自分で交通手段を確保できない人を対象として町内を 11 コースに分けた福祉バスの運行を開始した。その後、平成 15 年 3 月に三重交通の路線バス（神森～湯の山線、菰野～湯の山線、菰野～福王山線）が利用者の減少、長年の赤字運行により廃止になった。

しかし、これらの路線を通勤通学で利用していた利用者からの要望等により、平成 15 年 4 月から暫定的にこの廃止路線を引き継ぐ形で自主運行バスとして路線の維持を図ってきた。

一方、福祉バスは町内全域を 11 コースに分けて各コース週 3 回の運行をしていたが、その利用が保健福祉センター「けやき」の温泉入浴者の送迎利用に留まり、また、コースによっては極端に利用が少ない路線もあることから見直しの必要性が指摘された。

このため、当町では平成 16 年 4 月から廃止代替バスと福祉バスを統合する形で菰野町コミュニティバスとして実験運行を開始し、利用者をはじめ各方面からの意見を踏まえ、平成 17 年 10 月から、コミュニティバスの本格運行を開始した。

現在、コミュニティバスは町内全域を 10 コースに分けて運行しているが、大きく分けて、①朝夕の通勤通学のための、主に町北部と近鉄菰野駅を結ぶ路線と②保健福祉センター「けやき」をはじめ、菰野厚生病院や買い物など、交通弱者が利用する交通手段としての路線を運行している。

しかし、運行開始当時は、年間約 77,000 人あった利用者も、平成 26 年度は約 55,000 人となり、約 22,000 人減少している。

このことは、朝夕の通勤通学路線の運行本数が少なく利用されにくい状況や、保健福祉センター「けやき」へマイカーでの利用が増えてきていることなどが考えられる。

年々コミュニティバスの利用者が減少する中、また、運行経費が増加する中では、今後のコミュニティバスの運行について抜本的に見直す必要がある。

このため、本年 11 月から、本来の運行目的をより明確にしながら利用促進を図るため、一部路線及び運行本数の見直しを行うものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
【コミュニティバス利用者数：平成 26 年度実績 55,449 人】 (1) 神森福王山： 400 人／年 (新規) (2) 潤田福王山：3,200 人／年 (平成 26 年度：3,157 人／年) 1.01 倍 (3) 潤田福王山：1,050 人／年 (平成 26 年度：1,027 人／年) 1.02 倍 (4) 竹永小島：1,450 人／年 (平成 26 年度：1,401 人／年) 1.03 倍 ※ 平成 26 年度と同じ運行経路の実績をもとに算出。
(2) 事業の効果
潤田福王山線、竹永小島線の増便により、朝夕の通勤・通学のための菰野駅への移動手段の利便性が向上するとともに、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
①路線図 別添「菰野町コミュニティバス路線図（案）」参照 ②予定している時刻表 別添「菰野町コミュニティバス時刻表（案）」参照 ③運行事業者の決定方法 当町のコミュニティバスについては、実験運行期間を含め、平成 16 年 4 月から三重交通（株）に業務委託をし、運行してきた経緯があり、今回の対象路線についても、対象路線以外の路線との一体的な運行が効率的であることから。 ④地域間幹線系統への接続について 神森福王山線、潤田福王山線は、福王山、田光停留所にて接続 竹永小島線は、野中、池底、松山停留所にて接続 別添「菰野町コミュニティバス路線図（案）」参照 ⑤対象路線の新規性について 別添「菰野町コミュニティバス運行見直し（案）」参照
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 2」を添付
5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
三重交通株式会社
6. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付
7. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
8. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標	
(2) 事業の効果	
9. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
10. 協議会の開催状況と主な議論	
平成 27 年 6 月 26 日 (第 1 回)	
11. 利用者等の意見の反映	
町のホームページにて「菰野町コミュニティバス運行見直し(案)」に関する意見を募集した。主に通勤・通学の利便性の確保に関する要望が多く寄せられたので、そちらに重点を置いた計画とした。	
12. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	三重県地域連携部交通政策課
関係市区町村	菰野町総務課安全安心対策室
交通事業者・交通施設管理者等	三重交通(株) 三重交通労働組合 (公社) 三重県バス協会 (一社) 三重県バス協会 三重県四日市建設事務所 四日市西警察署
地方運輸局	三重運輸支局
その他協議会が必要と認める者	菰野町区長会長 菰野町地区会長 5 名 菰野町心身障がい者福祉会 菰野町老人クラブ連合会 菰野町 P T A 連絡協議会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 三重県三重郡菰野町大字潤田 1250 番地

(所 属) 総務課安全安心対策室

(氏 名) 内田 慎一郎

(電 話) 059 - 391-1102

(e-mail) soumu@town.komono.mie.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

平成30年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額(千円)	国庫補助金内定申請 額(千円)	再編特 例指 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
						乗合バス型/ デマンド型の 別	基準口で該 当する要 件	接続する補助対象地 域間幹線系統等と接 続確保策	基準二で 該当する 要件(別表 7のみ)
菰野町	三重交通株式会社	(1) 神森福王山	692.0	2,482		乗合バス型			
	三重交通株式会社	(2) 潤田福王山	599.0			乗合バス型			
	三重交通株式会社	(3) 潤田福王山	507.5			乗合バス型			
	三重交通株式会社	(4) 竹永小島	684.0			乗合バス型			
合 計				2,482					
国庫補助金内定申請額(千円)(合計と国庫補助上限額を比べて少ない額)				2,482					
								国庫補助 上限額(千 円)	3,292

(注)

1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「○」を記載する。
4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

平成28年度分

事業者名	三重交通株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 ※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	6,151,578 千円
	営業費用	営業外費用	経常費用(ロ)	7,416,963 千円
	営業損益	営業外損益	経常損益	△ 1,265,385 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	22,560,126.4 km			経常収支率 82.94%

基準期間の前年度 の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ')	6,003,383 千円
	営業費用	営業外費用	経常費用(ロ')	7,248,551 千円
	営業損益	営業外損益	経常損益	△ 1,245,168 千円
基準期間の前年度 の 実車走行キロ(ハ')	22,100,102.8 km			経常収支率 82.82%

基準期間の前々年 度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ'')	5,919,085 千円
	営業費用	営業外費用	経常費用(ロ'')	7,247,927 千円
	営業損益	営業外損益	経常損益	△ 1,328,842 千円
基準期間の前々年 度の 実車走行キロ(ハ'')	22,356,471.8 km			経常収支率 81.67%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)}{2} = \text{d}$
東海	324円19銭	327円98銭	328円76銭	0.70%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロあたり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{二}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ことホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ ÷ ハ
東海	331円06銭	361円01銭	331円06銭	272円67銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程			補助ブロック外乗入部分のキロ程			同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程			補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (「チー(リ+ヌ)」÷「チ=ル」)	計画実車走行キロ
			起点	主な経由地	終点			チ	往	復	(平均)	往	復	(平均)	往	復		
東海	第1号	菰野町コミュニティバス 神森福王山	けやき田光	菰野駅前	福王山	282	日	141.0	往 15.6 Km	復 15.6 Km	(平均) 15.6 Km	往 15.6 Km	復 15.6 Km	(平均) 15.6 Km	往 15.6 Km	復 15.6 Km	100.000%	4,399.2 Km
	第2号	菰野町コミュニティバス 酒田福王山	菰野駅前	菰野東田光	福王山	222	日	111.0	往 17.0 Km	復 17.0 Km	17.0 Km	往 17.0 Km	復 17.0 Km	17.0 Km	往 17.0 Km	復 17.0 Km	100.000%	3,774.0 Km
	第3号	菰野町コミュニティバス 酒田福王山	菰野駅前	菰野東田光	福王山	222	日	111.0	往 14.4 Km	復 14.4 Km	14.4 Km	往 14.4 Km	復 14.4 Km	14.4 Km	往 14.4 Km	復 14.4 Km	100.000%	3,196.8 Km
	第4号	菰野町コミュニティバス 竹永小島	菰野駅前	竹成	小島集落センター	222	日	222.0	往 9.7 Km	復 9.7 Km	9.7 Km	往 9.7 Km	復 9.7 Km	9.7 Km	往 9.7 Km	復 9.7 Km	100.000%	4,306.8 Km
合計		4系統							往 39.7 Km	復 26.7 Km	56.7 Km	往 0.0 Km	復 0.0 Km	0.0 Km	往 0.0 Km	復 0.0 Km		15,676.8 Km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経費の見込額 ヘ×ラ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ラ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック内町村外乗入部分以外に係るもの ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額 (ネ又はアのうちの少ないほうの額) ラ
東海	第1号	1,456,399 円	42円01銭	184,811 円	1,271,588 円	1,271,588 円	1,271 千円	635.5 千円		
	第2号	1,249,420 円	42円01銭	158,546 円	1,090,874 円	1,090,874 円	1,090 千円	545.0 千円		
	第3号	1,058,332 円	42円01銭	134,298 円	924,034 円	924,034 円	924 千円	462.0 千円		
	第4号	1,425,809 円	42円01銭	180,929 円	1,244,880 円	1,244,880 円	1,244 千円	622.0 千円		
合計		5,189,960 円		658,584 円	4,531,376 円	4,531,376 円	4,529 千円	2,264 千円	3,292 千円	2,264 千円

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫補助額 を控除した額	ウの負担者とその負担割合								「その他の者」の具体的 概要			
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担					
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
東海	第1号	1,271,588 円	ムーラ＝ウ												
	第2号	1,090,874 円													
	第3号	924,034 円													
	第4号	1,244,880 円													
合計		4,531,376 円	2,267,376 円	0 円	0.0 %	2,267,376 円	100.0 %	0 円	0.0 %	0 円	0.0 %				

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要領別表1（附則第12条の運用を受ける事業者については別表2）の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要領第5条で定める期間）における補助金交付要領第2編第1章第3節に係る経費費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要領第5条で定める期間）と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間（補助金交付要領第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼営している場合は、補助対象期間の経常収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう一方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることをわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（り）に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率（り）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、（ノ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.1～0.9千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益（ノ）」の欄は、基準期間の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位（小数点第3位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用（ノ）」の算出に当たり、再編特別により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（二）」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（c）」の実績値とする場合は、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前々年度（a）」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用（基準期間の前年度（b）」及び「平均増減率（d）」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要領第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告書（第2編第2章第2項の「専業報告書」（補助金交付要領第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類（但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。）

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

平成29年度分

事業者名	三重交通株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 ※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	6,151,578 千円
	営業費用	営業外費用	経常費用(ロ)	7,416,963 千円
	営業損益	営業外損益	経常損益	△ 1,265,385 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	22,560,126.4 km			
			経常収支率	82.94%

基準期間の前年度 の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ')	6,003,383 千円
	営業費用	営業外費用	経常費用(ロ')	7,248,551 千円
	営業損益	営業外損益	経常損益	△ 1,245,168 千円
基準期間の前年度 の 実車走行キロ(ハ')	22,100,102.8 km			
			経常収支率	82.82%

基準期間の前々年 度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ'')	5,919,085 千円
	営業費用	営業外費用	経常費用(ロ'')	7,247,927 千円
	営業損益	営業外損益	経常損益	△ 1,328,842 千円
基準期間の前々年 度の 実車走行キロ(ハ'')	22,356,471.8 km			
			経常収支率	81.67%

(補助対象事業者の「基準期間」※を最終年度とする連続した過去3年間ににおける実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)}{2} = \text{d}$
東海	324円19銭	327円98銭	328円76銭	0.70%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロあたり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{二}$	地域キロ当たり 標準経常費用 水	キロ当たり経常費用 キロのいずれか少ない額 ハ	キロ当たり経常収益 イ ÷ ハ
東海	331円06銭	361円01銭	331円06銭	272円67銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	計画運行日数	系統キロ程			補助ブロック外乗入部分のキロ程			同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程			補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チール	計画実車走行キロ
			起点	主な経由地	終点			往	回	往	往復	(平均)	往復	往	往復	(平均)		
東海	第1号	瀬野町コミュニティバス 神森福王山	けやき田光	福王山	福王山	308	日	154.0	回	15.6	15.6	(平均)	往復	15.6	15.6	(平均)	100.000%	4,804.8
	第2号	瀬野町コミュニティバス 瀬野東	福王山	福王山	福王山	244	日	122.0	回	17.0	17.0	(平均)	往復	17.0	17.0	(平均)	100.000%	4,148.0
	第3号	瀬野町コミュニティバス 瀬野東	福王山	福王山	福王山	244	日	122.0	回	14.4	14.4	(平均)	往復	14.4	14.4	(平均)	100.000%	3,513.6
	第4号	瀬野町コミュニティバス 竹永小島	竹成	小島集落センター	小島集落センター	244	日	244.0	回	9.7	9.7	(平均)	往復	9.7	9.7	(平均)	100.000%	4,733.6
合計		4系統						往 復	往 復	39.7	26.7	(平均)	往 復	0.0	0.0	0.0		17,200.0

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の経常収支の見込額	補助対象系統の経常収支の見込額	補助対象系統の経常収支の見込額	補助対象系統の経常収支の見込額	補助対象系統の経常収支の見込額	補助対象系統の経常収支の見込額	補助対象系統の経常収支の見込額	補助対象系統の経常収支の見込額	補助対象系統の経常収支の見込額	補助対象系統の経常収支の見込額	補助対象系統の経常収支の見込額	補助対象系統の経常収支の見込額	補助対象系統の経常収支の見込額	補助対象系統の経常収支の見込額	補助対象系統の経常収支の見込額	補助対象系統の経常収支の見込額	補助対象系統の経常収支の見込額
東海	第1号	1,590,677	円	42円01銭	円	201,850	円	1,388,827	円	1,388,827	円	1,388,827	円	1,388,827	円	1,388,827	円	1,388,827
	第2号	1,373,236	円	42円01銭	円	174,258	円	1,198,978	円	1,198,978	円	1,198,978	円	1,198,978	円	1,198,978	円	1,198,978
	第3号	1,163,212	円	42円01銭	円	147,607	円	1,015,605	円	1,015,605	円	1,015,605	円	1,015,605	円	1,015,605	円	1,015,605
	第4号	1,567,105	円	42円01銭	円	198,859	円	1,368,246	円	1,368,246	円	1,368,246	円	1,368,246	円	1,368,246	円	1,368,246
合計		5,694,230	円		円	722,574	円	4,971,656	円	4,971,656	円	4,971,656	円	4,971,656	円	4,971,656	円	4,971,656

補助ブ ロック 名	申請 番号	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ラーカ＝ム	損失額から国庫補助額 を控除した額 ムーラ＝ウ	都道府県				市区町村		その他の者				事業者自己負担		「その他の者」の具体的 概要				
				負担額		負担割合		負担額		負担割合		負担額		負担割合			負担額		負担割合	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合					
東海	第1号	1,388,827 円	2,487,656 円	/	0.0 %	2,487,656 円	100.0 %	0 円	0.0 %	2,487,656 円	0 円	0.0 %	0 円	0.0 %	/					
	第2号	1,198,978 円																		
	第3号	1,015,605 円																		
	第4号	1,368,246 円																		
合計		4,971,656 円	2,487,656 円	/	0.0 %	2,487,656 円	100.0 %	0 円	0.0 %	2,487,656 円	0 円	0.0 %	0 円	0.0 %	/					

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の運用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、乗車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を事業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(リ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画乗車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上乗額の1/2」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上乗額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、基準期間の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特別により、「補助対象事業者の乗車走行キロ当たり経常費用(二)」を、基準期間における「補助対象事業者の乗車走行キロ当たり経常費用(二)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の乗車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度(a))」、「補助対象事業者の乗車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度(b))」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略すること。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

平成30年度分

事業者名	三重交通株式会社
------	----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 ※)の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ)	6,151,578 千円
	営業費用	営業外費用	経常費用(ロ)	7,416,963 千円
	営業損益	営業外損益	経常損益	△ 1,265,385 千円
	22,560,126.4 km		経常収支率	82.94%

基準期間の前年度 の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ')	6,003,383 千円
	営業費用	営業外費用	経常費用(ロ')	7,248,551 千円
	営業損益	営業外損益	経常損益	△ 1,245,168 千円
	22,100,102.8 km		経常収支率	82.82%

基準期間の前々年 度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送			
	営業収益	営業外収益	経常収益(イ'')	5,919,085 千円
	営業費用	営業外費用	経常費用(ロ'')	7,247,927 千円
	営業損益	営業外損益	経常損益	△ 1,328,842 千円
	22,356,471.8 km		経常収支率	81.67%

(補助対象事業者の「基準期間」※を最終年度とする連続した過去3年間ににおける実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
東海	324円19銭	327円98銭	328円76銭	0.70%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロあたり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ ÷ ハ
東海	331円06銭	361円01銭	331円06銭	272円67銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	計画運行回数	系統キロ程			補助ブロック外乗入部分のキロ程			同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程			補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チー ル	計画実車走行キロ
			起点	主な経由地	終点			往	復	(平均)	往	復	(平均)	往	復	(平均)		
東海	第1号	菰野町コミュニティバス 神森福王山	菰野駅前	けやき田光	福王山	307	日 153.5 回	往 15.6 Km	復 15.6 Km	(平均) 15.6 Km	往 Km	復 Km	(平均) Km	往 Km	復 Km	(平均) Km	100.000%	4,789.2 Km
	第2号	菰野町コミュニティバス 酒田福王山	菰野駅前	菰野駅前田光	福王山	244	日 122.0 回	往 17.0 Km	復 17.0 Km	17.0 Km	往 Km	復 Km	Km	往 Km	復 Km	Km	100.000%	4,148.0 Km
	第3号	菰野町コミュニティバス 酒田福王山	菰野駅前	田光	福王山	244	日 122.0 回	往 14.4 Km	復 14.4 Km	14.4 Km	往 Km	復 Km	Km	往 Km	復 Km	Km	100.000%	3,513.6 Km
	第4号	菰野町コミュニティバス 竹永小島	菰野駅前	竹成	小島乗落センター	244	日 244.0 回	往 9.7 Km	復 9.7 Km	9.7 Km	往 Km	復 Km	Km	往 Km	復 Km	Km	100.000%	4,733.6 Km
合計		4系統						往 39.7 Km	復 26.7 Km	56.7 Km	往 0.0 Km	復 0.0 Km	0.0 Km	往 0.0 Km	復 0.0 Km	0.0 Km		17,184.4 Km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経費の見込額 ヘ×ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ当たり経常収益	補助対象系統の経常収益の見込額 ト×ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	補助対象経費 ヨ×ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ×1/2=ネ	国庫補助上限額 ナ	国庫補助金内定申請額 (ネ又はそのうちいずれか少ないほうの額) ラ
東海	第1号	1,585,512 円	42円01銭	201,195 円	1,384,317 円	1,384,317 円	1,384 千円	692.0 千円		
	第2号	1,373,236 円	42円01銭	174,258 円	1,198,978 円	1,198,978 円	1,198 千円	599.0 千円		
	第3号	1,163,212 円	42円01銭	147,607 円	1,015,605 円	1,015,605 円	1,015 千円	507.5 千円		
	第4号	1,567,105 円	42円01銭	198,859 円	1,368,246 円	1,368,246 円	1,368 千円	684.0 千円		
合計		5,689,065 円		721,919 円	4,967,146 円	4,967,146 円	4,965 千円	2,482 千円	3,292 千円	2,482 千円

補助プロジェクト名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラ-カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合						「その他の者」の具体的な概要			
				都道府県		市区町村		その他の者					
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		事業者自己負担 負担額		
東海	第1号	1,384,317 円											
	第2号	1,198,978 円											
	第3号	1,015,605 円											
	第4号	1,368,246 円											
合計		4,967,146 円	2,485,146 円	0 円	0.0 %	2,485,146 円	100.0 %	0 円	0.0 %	0 円	0.0 %		

(1) 記載要領

- 1.「補助プロジェクト名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として昭和32年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロジェクトにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助プロジェクトを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助プロジェクト外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助プロジェクト市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プロジェクト内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プロジェクトが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助プロジェクト外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(リ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ノ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1～0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限度」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限度のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、基準期間の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特別により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(二)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ロ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度(ロ))」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度(ハ))」及び「平均増減率(ド)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告書(第2編第2章第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前々年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前々年度及び基準期間の前後年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができ)

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	菰野町
------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	27,924
交通不便地域	27,924

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
27,924	菰野町全域	過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対 象 人 口	算定式	国庫補助上限額
27,924	$27,924 \times 100 + 500,000$ (千円未満切り捨て)	3,292,000

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)